

第十三回 参議院文部委員会 會議録 第二十八号

昭和二十七年四月二十五日(金曜日)午
前十一時十二分開会

委員の異動

本日委員加納金助君、黒川武雄君及び
工藤鐵男君辞任につき、その補欠とし
て草薙隆圓君、楠瀬常雄君及び左藤義
詮君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 高田なほ子君
相馬 助治君
木内キヤウ君

委員

川村 松助君
木村 守江君
草薙 隆圓君
楠瀬 常雄君
左藤 義詮君
白波瀬米吉君
山本 勇造君
荒木正三郎君
矢嶋 三義君
岩間 正男君

國務大臣

國務大臣 岡崎 勝男君

政府委員

外務省条約局長 西村 熊雄君
文部省次官 今村 忠助君
文部省大学
学術局長 稲田 清助君
文部省管理局長 近藤 直人君
説明員
文部省管理局 柴田小三郎君
著作権課長

本日の会議に付した事件

○連合国及び連合国民の著作権の特例
に関する法律案(内閣提出)

○教育及び文化に関する一般調査の件
(文部行政に関する件)

○委員長(梅原眞隆君) それではこれ
より文部委員会を開きます。

最初に、連合国及び連合国民の著作
権の特例に関する法律案を議題としま
す。岡崎國務大臣が御出席になつてお
りますから、御質疑のあるかたから御
質疑を願います。

○岩間正男君 やつぱり大臣からちよ
つと謝意を表明しておいてもらいた
い。ああいうやり方では困る、国会の
運営そのものを尊重してもらわ
なければ。今後ああいうことでは困る
と思う。我々は昨日三十分待つていた
のです。もう少し自分自身で、国会の
審議権というものを、自分自身がその
ものを尊重しなければならぬと思う。
(異議なしと呼ぶ者あり) 自分から
放棄して、そうして政府に合せるとい
う態度は醜態だと思ふ。国会の権威
上、國務大臣釈明しなさい。私は釈明
を求める。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私は、本日
もそうでありましたが、昨日も各種の委
員会に要求されて出席しておりまし
て、本日はまあ閣議の關係ですが、これ
が終りますと又衆議院の委員会に出席
しなければなりません。そういう關係
係で、時間が昨日遅れたことは誠に恐

縮でありますから、今後十分気をつけ
ます。

○岩間正男君 只今の釈明通り、どう
ぞ国会の審議権を尊重してやつて頂き
たいと思ひます。そうでないために、
随分法案の審議なんかずれたことがあ
るのです。

昨日質問申上げたのでありますが、
岡崎國務大臣としまして、具体的に今
度の平和条約によるこの規定
が一番問題になるのは、占領治下に
いる日本の著作権の問題に対して、
日本の翻訳者或いは業者に対して非常
に不利な事態が事実あつたと思ふので
あります。そういうものはどういふ
ふうに具体的に日本の外務省によつて努
力されて元に戻すか、こういうことに
ついてお聞きしたのでありますが、具
体的に申しますと、政令二百七十二号
によりまして日本の翻訳著作権、これ
は戦争前までは認められておつたので
ありますけれども、こういうものが占
領治下においては全部元著作権並びに
仲介者、こういうところに移譲されま
して、日本はいわば一つのそういう既
得権というものは、占領治下の特殊事
情によることでありまして、一応
剝奪されたという形になつておるので
あります。従ひまして、これを今度の
いわゆる和解と信頼ということを謳つ
ておるところの講和条約の中におきま
してどのように原状に回復するかとい
うことは、非常にこれは關係者たちは
問題にしている。又過日当委員会にお
きまして、三人のその道の権威者を

招きまして意見を徴したのであります
が、恐らくこういう問題が今後の紛争
の種になる、こういう点については、
具体的にどこへ申述べられたのであ
ります。従ひまして、どのように
いうような占領治下において制限され
たものを原状に回復する努力をされる
か、この点をもう少し具体的に私は先
ずお伺ひしたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) 政府としま
しては、外国のいづれの著作等を翻
訳することは、この前も申しました通
り、日本の現在の国情から申します
と、非常に必要であると考えておりま
す。それはほかにも同じような国があ
ると思ひますけれども、日本において
はイギリスとか、アメリカとか、或い
はフランスとか、こういう国に比べ
ると、その翻訳等の必要はよほど大きい
と考えております。従つてできるだけ
そういう方面においては国民に便宜を
与えるような方針で進みたいと思ひ
ます。占領中にいろいろの措置等が
できまして、これで不便である場合も
無論あると思ひます。今後はそういう
趣旨によりまして、文部省等の意見に
基いてできるだけ具体的に又早急に話
を各国民とも進めてみたい。又國際的
の取極等もありますので、これも参考
いたしまして、できるだけ日本の國民
の特殊の事情を外国に了解させたい
と考えておりますが、外務省自体で、こ
ういふ方針でやる、ああいう方針でや
るといふことを独自に定める立場にな

いのであります。これは文部省及び
文部省を通じてその方面の専門家等
の意見を十分質しまして、それに基
いて、各国と交渉をいたしたい、こ
う考えま
す。

○岩間正男君 やはり抽象的な御答弁
になつてしまふのでありますけれど
も、そうしますと、昨日からも問題に
なりましたように、この法案は平和条
約に伴うところの非常に片務的な規定
になつておる。従つてこの法案を通す
前に、やはり日本の政府が今後どう
いふふうに努力して而もそういう見通
しはどうか、どういふ實現の可能性が
あるか、こういう問題について相當な確
約或いは見通し、こういうものを我々
が持たなければ、この法案を単に無責
任にこれは通すといふことは、私はで
きない問題じゃないかと思ふ。従いま
して今の問題と絡んで来るのですが、こ
れは文部省は、私が申しましたところ
の政令二百七十二号に關連したところ
のいわば既得権回復と言ひますか、原
状に戻すと言ひますか、そういうもの
についてはどういふ見解を持ち、そ
うして外務省に対してはどういふふう
にこの問題を打開するように現在努力
しておるか、こういうことを、簡単に
いふけれども、述べて頂きたい、こ
の法に關連して。

○説明員(柴田小三郎君) 政令二百七
十二号は、私契約の上に公的な義務を加
えたものでございまして、日本人の翻
訳者の権利を外国人の原権利者に移
する、そういうふうな契約を結び、更に

それを登録する、こういうふうな私契約を結んだ者に登録させる。こういうふうな政令でございませう。それで戦時中にそういうふうな契約を結んで日本の翻訳者が不利になった、こういうことについてどういふふうな処置を将来とるかという点については、これは従来も我々として考えたこととございまして、そういうふうな問題が起きた直後文部大臣からマツカサー元帥に対してペティションを出したことがございませう。又その後民間の団体という交渉しまして適当な方向を定めることをしばしば協議したのであります。併しいずれにせよ、それは民間のいわゆる私契約でございまして、その私契約の解除をこの法律の上に盛るということはできないのでございまして、やはりこれは具体的に個人同士の折衝によつて解決ができるのではないかと思つております。

○岩間正男君 私契約の解除の問題は、個人の折衝だということになつておりますけれども、併しその原則はもう少しこれは国相互間においてはつきりした原則がきまらなければ、個人的な交渉も非常に差支えが出て来る、こういうふうな思ふ。その点から私たちは問題にしておるのですけれども、これはどういふふうにあなたたちは今まで努力されたか。なおこれと関連してお聞きしたいのは、西村条約局長が見えておるようですから、一体平和条約の締結交渉の間におきまして文部省からこういう問題が出て、そうして条約を結ぶ過程の中で考慮されたのであるか、こういうふうなものが折衝されたか、その折衝過程はどうであつたか、そういう点が私には明らかにして

欲しいと思ふ。昨日岡崎國務大臣に山本さんのほうからこの点質問されたのでありますけれども、岡崎國務大臣は、当時の責任者でないの、その点が明瞭でない、こういうお話でありましたので、少くともその当時の折衝の一審事上の責任に当られた西村条約局長としては、こういう問題が具体的に問題になつたのかどうか、それに對してどういふ折衝経過をとつたのであるか、関連してお聞きしたい。先づ文部省のほうからどうですか。

○説明員(葉田小三郎君) 日本の翻訳者の権利を外国人の原権利者に移転する、こういうふうな問題は具体的に日本側にとつては不利である、こういうふうなことは言えますし、併しその間そういうふうな私契約を結ぶことによつて業者は排他的な権利を得て、やはり相當な営利を得たものと考えます。それです。その私契約について法律を以て云々することはできないのであります。具体的に民間或いは官庁が一体になりまして、その原権利者のほうに交渉する、こういうふうな戦争中に不徳に取得した、そういうふうなものは返してもらうように、これをやはり交渉したいと思つております。それは具体的にやはり業者と私たちが会つていろいろ相談しておる事態もございませう。

入つておりました。そのとき私どもの申述べました事柄は第一の点は、日本は戦争中におきまして日米著作権保護条約、ベルヌの万国著作権保護条約のような文化的条約は、戦争によつても効力を捨てないで尊重するのが妥協だという方針の下に、政府といたしましては戦時中を通じて条約の趣旨に従つて外国人の著作権を国内的に取扱つて来たというのを説明いたしました。それからその以前におきまして、平和問題について私どもがいろいろ事務的に研究いたし、方針を考えましたときに、何と申しましても指針として私どもがとりましたのは、イタリア平和条約でございませう。イタリア平和条約の規定は、成るほどイタリアに一方的になつておりますが、その打ち立てられております原則は、概して私有財産権に關する限りは平和条約といたしましては公正であると考えられます。

○政府委員(西村熊雄君) 平和条約交渉の責任者としてこの問題についてどういふような話をしたかという御質問に御答弁申し上げます。昨年の二月、最初にダレス顧問と会見いたしました。平和条約の内容について具体的に話を始めましたときに、先方から提出されました議題の中に無論著作権の問題も

残念に思つておりました。慙愧の念を今日なお抱いております。そうなる理由につきましては、先だつても國務大臣から御説明があつたと思ひますが、先方の申しします理由が二つございませう。一つは、イタリアの場合には成るほど公正にしておつたのだけれども、その場合はイタリアが戦争末期において連合国の一員として共同交戦者であつた、或る意味において連合国であつたという特殊の事情があるものであるということ。それからもう一つは、日本の平和条約の場合にはもうすでに戦争四ヶ年、それから終戦後六年近く、約八十年乃至十年近い年限がたつておるので、各連合国において国内的に処置をしてすでに既成事実が或る程度でき上つておる、それを平和条約によつて又元に戻すといふことは極めて困難な問題がある。他方連合国としては対日賠償といふものはとらない方針で行つておるので、彼此勘案して、この程度のもので不満足はあろうが容認して欲しい、但し著作権につきましては文化的な権利であるから各連合国の国内事情が許す限り好意的な取扱をいたすという趣旨の規定を入れることにする、こういうふうな結論で、お手許にありませう。平和条約の条項になつた次第でございませう。

以上が交渉経緯でございまして、私は先方は申しませんでした。私は著作権に關して日本との条約がイタリアとの平和条約はどちらに有利になつたかについて、もう一つの原因があるのではなからうかと日頃考へておりました。それは皆御承知の通り、戦争前におきまして日本国内におきまして外国人の著作権の保護が、ベルヌ条約

加盟各国から見まして頗る不完全である、日本の出版者、日本の翻訳者、殊に音楽、演藝方面におきまして外国音楽の使用という点が極めて条約の義務に違反するやうな形において行われておるといふので、絶えず外交上の問題になつておりました。で極端に申しましたら、著作権の保護問題に關する限り日本はどうか十分である、こういう印象を強く持つていたわけであります。この点は恥かしいことでありますけれども、我々告白せざるを得ないと思ひます。というの、戦争前におきまして外務省として各国とそういう交渉を絶えず行なつて来ていたわけでありませう。そういう点も多少、先方は申しませうけれども、対日平和条約におきまして著作権関係の条項が、我々から見ると不満足、又は満足だと言えない形に來た一つの原因であらうかと思ひます。今なお反省しておる次第でございませう。

○岩間正男君 非常に日本の著作権に關する問題は不利であつたということ、そのほか平和条約のいろいろな交渉過程においても御意見をお伺いしたのであります。が、むしろ西村条約局長の只今お話になつたことは、非常に正直にお話下つたかと考えられる、そういう点がなか／＼岡崎國務大臣の昨日の御答弁では、まあ不利な点がはつきり指摘されてない点、それからそういうものに対して何とかこれは今後努力してできるのだ、こういうことだけであつたのであります。その点非常にやばい今の御答弁と少し趣きを異にしておると思ふのです。そこでいろいろ理由を挙げられて、日本の場合、著作権の問題で既得権を回復する

でありますので、今申し上げましたやうな戦時中の日本における外国人著作権の取扱が極めて公正である。従つて戦時中の我がほうの取扱について連合国から請求権みたやうな要求を出される理由はないと確信するということ、事は文化的な財産でありますから、イタリア平和条約同様の原則を以て平和条約の内容にして頂きたいという二点で臨んだわけでありませう。結論は、もう御承知の通り、サンフランシスコ平和条約の内容のごときものになりました。すなわち、イタリア平和条約と比較いたしますれば、幾分或いは多いと申してもよろしいかも知れませんが、私どもの要望した程度にはなつておりませう。その点は交渉責任者として、国会でも申上げたこととございませうが、誠に

残念に思つておりました。慙愧の念を今日なお抱いております。そうなる理由につきましては、先だつても國務大臣から御説明があつたと思ひますが、先方の申しします理由が二つございませう。一つは、イタリアの場合には成るほど公正にしておつたのだけれども、その場合はイタリアが戦争末期において連合国の一員として共同交戦者であつた、或る意味において連合国であつたという特殊の事情があるものであるということ。それからもう一つは、日本の平和条約の場合にはもうすでに戦争四ヶ年、それから終戦後六年近く、約八十年乃至十年近い年限がたつておるので、各連合国において国内的に処置をしてすでに既成事実が或る程度でき上つておる、それを平和条約によつて又元に戻すといふことは極めて困難な問題がある。他方連合国としては対日賠償といふものはとらない方針で行つておるので、彼此勘案して、この程度のもので不満足はあろうが容認して欲しい、但し著作権につきましては文化的な権利であるから各連合国の国内事情が許す限り好意的な取扱をいたすという趣旨の規定を入れることにする、こういうふうな結論で、お手許にありませう。平和条約の条項になつた次第でございませう。

以上が交渉経緯でございまして、私は先方は申しませんでした。私は著作権に關して日本との条約がイタリアとの平和条約はどちらに有利になつたかについて、もう一つの原因があるのではなからうかと日頃考へておりました。それは皆御承知の通り、戦争前におきまして日本国内におきまして外国人の著作権の保護が、ベルヌ条約

加盟各国から見まして頗る不完全である、日本の出版者、日本の翻訳者、殊に音楽、演藝方面におきまして外国音楽の使用という点が極めて条約の義務に違反するやうな形において行われておるといふので、絶えず外交上の問題になつておりました。で極端に申しましたら、著作権の保護問題に關する限り日本はどうか十分である、こういう印象を強く持つていたわけであります。この点は恥かしいことでありますけれども、我々告白せざるを得ないと思ひます。というの、戦争前におきまして外務省として各国とそういう交渉を絶えず行なつて来ていたわけでありませう。そういう点も多少、先方は申しませうけれども、対日平和条約におきまして著作権関係の条項が、我々から見ると不満足、又は満足だと言えない形に來た一つの原因であらうかと思ひます。今なお反省しておる次第でございませう。

ことは非常に困難だつたということ、併しこの点これは無論広汎な折衝の中でありまして、著作権の問題だけこれは掘下げるということは或いは不可能であつた事情もあつたかも知れませんが、相当な折衝をなされたのでありましょうか。大体そういう事情についてこれは一応日本側としては了承する、止むを得ない、こういうことで引下されたのでありましょうか。殊にまあ従来のイタリヤの平和条約並びに著作権の問題、それが原因して、日本の従来そういう処置の仕方、こういう点も挙げられたのでありますが、併しこれは占領後におきましてそれがまた、又極端にむしろ反動的とも言つてよいほど日本の著作権並びに翻訳者並びにこの業者が不当にこれは虚けられた事実も実は我々もいささか聞いておるのであります。そういう事実があります。又少くとも平和条約を結んで今後日本が新たに出現する、こういう立場に立つとすれば、そういう過去の、戦争前の時代と日本は少くとも同じ態度を続けるというふうには私は考えられない。そうしますと、そういうところから脱得しますと、少くともイタリヤの条約くらい、一年間の原状回復の期間、こういうものは少くともこれは政府としては努力をされて、これは確立されるということが日本の文化のために非常に重要じゃなかつたかと思ひますが、この点どの程度に一体努力されたのでありますか。この点やはりお聞きしたいと思ひます。なおこれと関連して、一体今後どうするのだ、こういう問題も併せてこれはお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(西村熊雄君) 交渉を通じて

ましては熱心に日本の立場を了解させ、又立場を了解するのみならず平和条約の規定として入れてもらえるよう努力いたしたつもりでございます。ただその結果については御満足の行くような結果にならなかつたという点については責任者として慙愧の至りに堪えません。結論として申し上げますと、問題は岩間委員の御指摘のように二つあると思ひます。一つは、日本の著作権の外国における既得権保護の目的を達するということでありまして、この点はイタリヤ平和条約と違ひまして、対日平和条約におきましては、各連合国が国内事情の許す限り好意的にこれを取計らうものとするということの原則的規定しか入つておりません。この点につきましては、でございますから、平和発効後におきます日本の外交の責任といたしましてこの条項を根拠といたしまして、主なる関係国におきます戦争中における日本著作権の処置を先ず明らかにいたしまして、できる限り既存の我が権利が保護尊重されるように外交交渉をいたすべきものである、こう考えております。現在までのところはむしろ外交機関がございませんで、ど

しますのは、今後におきます著作権保護の關係は宣言書によりまして明らかでありますように、ベルヌ条約加盟国の間におきましては、ベルヌ保護条約に基いて規律いたされることになりまして、従ひまして従来ともそうでありましたように、日本といたしましては今後各連合国との著作権保護の問題は、このベルヌ条約を基礎といたしまして国内において外国著作権も日本が受諾しておる範囲内において完全に保護をいたすと同時に、他の連合国におきまして我が著作権に對して同条約によつて我が国が保障されておる保護を確保するように努力いたすべき問題であると考えております。又連合国の中には同条約に参加しておらない国もございます。乃至は日米の間に二国間条約がありまして、その二国間条約を生かすか、生かさないかは先方決定するということになつております。よ

う結果になります。日本の法律によりますれば、訴訟をする期間は、著作権侵害に關する補償の訴えをする期間であります。それは侵害の事実があることを知つたときから三年ということになつております。ですから三年の期間を勘定するときに戦争期間は三年に入らないという結果になるわけでございします。それをイタリヤの場合は平和条約実施後一年と切つてしまつてある点は、それは遙かにイタリヤ平和条約の場合が問題を処理するために簡便でございますし、又損害補償の訴えを受けます側におきまして極めて有利であるというところは岩間委員の御指摘の通りであります。それから時効の關係の事項を交渉いたしましたときに、著作権の訴えに關する時効規定の特例といたしましてイタリヤ平和条約第十五附屬書のような特別規定を置くことを主張できたならば甚だよかつたと思ひますが、その点は先刻申し上げましたようないきさつで以てイタリヤ平和条約の程度まで至らなかつたような次第でございます。

○委員長(梅原眞隆君) 岡崎國務相は司令部の外交部へおいでになるので退席させて頂きたいということでございますが、どうですか。

○岩間正男君 そうですね、その前にちよつと……。

○委員長(梅原眞隆君) もう一つあります。

○岩間正男君 今のことで西村条約局長に私ちよつとお聞きしたいのです。……。

○委員長(梅原眞隆君) 西村条約局長はずつとおられますから……。

○岩間正男君 それではこの問題は保留しておきます。岡崎國務大臣にお聞きしたいのは、これはこの中で今後又問題になると思ひますが、いわゆる平和条約に署名しない国、つまり日本とまだ交戦状態、こういうことになると思ひますが、具体的に申しますと中国、ソ連、こういう国との著作権の問題は今後外交面におきましてどういふふうに努力されるつもりでありますか。このことは、私なぞお聞きするかと云ひますと、日本の文学關係におきましては、いわゆるロシア文学はフランス文学と並んで日本の外国文学輸入の二大宝库になつてゐるわけです。非常に關係が深いわけです。そういう点から考えましても、いろいろ問題をこれは残すと思ひます。又中国については殊に隣國の問題でありますから、今後文化交流という問題が大きな問題として私は映つて来ると思ひます。従ひまして平和条約の面では一応これは未締結國ということになるのでありますけれども、文化面におきましては、やはりそういうものを遮断してしまふのであるか、それが吉田内閣の外交方針なのであるか、或いは文化面におきましては、飽くまでこれは交流するた

例というものを作りますと、これによつて一方との交流というもので結びつけることによつて、一方を逆に遮断する、或いは圧迫する、こういう關係が生じて来るのじやないかということが私は懸念されるのです。こういう問題について、これはいわゆる文化の問題であり、文化交流の問題につきましても、外務大臣としましては一体どのような見解を持ち、今後どういうふうにお聞きしたいと思ふのです。この一般外交については、いろいろこういふ問題も今まで質問されたと思いますが、私は文化交流の問題としまして政府の基本的な方針をこの際お伺いしておきたいと考えます。

○國務大臣(岡崎勝男) 今岩間君の御指摘のように成るほど文化という問題は、これは特殊のいわば國境を離れたような点もあるわけですが、でありますからできるだけそういう点については、ほかの政治的な關係が影響を受けないようにすることが望ましいのでありますけれども、平和条約の關係から申しますと、今のところ予想されるのは共產主義國家八カ國を除きますと、ほかの國々とは遅かれ早かれ平常狀態が回復する見込がついておりますが、この八カ國とはちよつと今のところ見込がつかない。そこでこれらの國に対しては勿論経済的にも交流するほうがいいにきまつておりますし、又文化的にも無論さうであります。併し同時にいろいろのまだ懸案事項等もありますし、又先方においては同盟条約等の關係もあり、今直ちにどういふことは私には到底見当がつかないの申上げられない状況であります。そ

れじや文化的の問題を外務省は無視するのと言われるとさうではないのでありますけれども、併しながらいろいろのほかの懸案事項もある現在においては、正直なところまだこういう問題についても見込はちよつとつかない、併し日本としては別にこの問題について門戸を開鎖するような意向は毫もないことは申上げられると思ひます。

○岩間正男君 政府の今後の方針についてお聞きしたのであります。具体的に方針がなかつたというふうにお聞きできると思ひます。そういう問題もありませんが、それと関連しまして現在いろいろロシア文学が翻訳されて、日本の大衆の間に相當深く浸透している、それから又出版社なんかもそういう關係を非常に持つていて、翻訳者も持つていて、こういう現実の問題についてどうせられるか。今後の方針については一応御検討願うとしても、現実の問題をどう処理せられるかという問題であります。この法案に関連しましてこれはどういふことになりませんか。

○説明員(桑田小三郎) 日ソ關係につきましては、戦前の相互に保護をする義務のない狀態に復るものと思ひますから翻訳その他音楽の演奏等は自由にできるものと考へております。○岩間正男君 無条約の狀態ですか、どういふのですか、まああとでお聞きします。

○委員長(梅原眞隆君) それでは岡崎國務大臣は退席してよろしくございませうか。

○委員長(梅原眞隆君) 何いいますか、この問題を引續いて御質疑を願うか、又ここでこの問題をちよつと中止して

はかの懇談の問題に入りますか、どちらにしますか。

○岩間正男君 これは私は國務大臣に要求したのですが、これは一時切つて頂いて非常にお訊ないのですけれども、あとで私無論この継続で今の御答弁に關することから始めたいと思ひますけれども、併し懇談会で決定されている問題は相當重要な理由があつて昨日さういふふうな日程が決定されてお替へて頂きたいと思ふのであります。

○委員長(梅原眞隆君) そうすると条約局長にとまつておつてもらいますようか、どうしましうか。

○矢嶋三義君 又改めて……○委員長(梅原眞隆君) それでは改めて連絡しますから、退席してよろしくございませうか。

○委員長(梅原眞隆君) それではこれにて休憩いたします。

午後三時三十分開會

○委員長(梅原眞隆君) それでは委員會を再開いたします。

○矢嶋三義君 本日の文部委員會が終りますと暫らく委員會が開かれませんが、当面若干の問題について御質問申上げたいと思ひます。

実は文部大臣に御出席願つて貰ひたいと思つたのでございませうが、御病氣で昨日も本日もお見えになりませんので、後刻お見えになる政務次官並びに局長に對して御質問申上げたいと思ひます。

先ず次官がお見えになつておりませうので大學學務局長にお伺ひしたいと思ひますけれども、お伺ひしたい

点二十八日に講和條約が発効するわけでございますが、これを境に我が國の各階層にいろいろな問題は起つて来ると思ひます。その中に教育界におきましても學生につきましても、いろいろな問題が起つて来ると思ふのでございませう。当面その一つを取上げまして大學の事件に關する一般的なことを伺ひたいと思ふのでございませう。と申しますのは最近又いわゆる東大の第二事件というのが起つておりますが、この事件を具體的に私取上げるのではございませうか……

〔委員長退席、理事相馬助治君委員長席に着く〕

例へば北海道にも、或いは京都にも、最近では教育大學にも、東大の第二事件と、いろいろ事件が起つておりますのでございませうが、結局文部省の私には怠慢が責められるのではないかと。と申しますのは先般東大事件が起つたときに参議院文部委員會として一つは結論を出して文部大臣に書面によつて善処方を要請し、それに対するところの回答を要求してあるものであります。が、それらに對しまして大臣から本日まで何らの回答がない。如何なる努力をされてゐるのか、これが今度の第二の東大事件にしましても、次官通譯の趣旨といふものが大學側にも警察側にも十分徹底してあり、更にパトロールにつきましても、これは東大に限つたことではないと思ひますが、大學側と警察側の話合いが十分徹底しておれば、こういう事件といふものは私は起らないと考へてゐる。我々といひましたとしても東大を視察したのであります。が、ともかく双方とも正常な心理狀態にあるとは私は考へません。そういう点で私は文部當局の怠慢が責められるのではないかと。こういうふうな考へるわけでございますが、先般来どういふ努力をされたか。更にさつき私が申し上げましたような事柄を徹底的にやる意思があるかどうか、それによつて私は或る程度こういう問題の発生といふものは防げないと思ひますが、こういうことを御答弁願ひたいと思ひます。

○理事(相馬助治君) ちよつと稲田局長の答弁の前に……矢嶋さん今委員部の報告によりますと、文部大臣からはその問題について回答が来ていないために、これを委員會に諮らなかつたのださうです。

○政府委員(稲田清助君) 文部大臣から文部委員會長に對する御回答につきましては、只今委員長からもお話の通りでございます。我々といひましたのは文部委員會の御報告もございませうので、その後警視總監との間におきまして種々基本線についてはお話し合ひを始めておるわけでありませう。未だ結論には到達いたしません。十分両省協議いたしましたして、こうした問題について今後の誤解或いは過ちのないよう心がけておるような次第でございます。

〔理事相馬助治君退席、委員長着席〕

一面國立大學長協會の理事会等の機會を通じて文部省の意向を大學にもお伝えいたし、大學と又各地々の警察當局との間に十分お互ひに理解し合ひ、お互ひの間の誤解を一掃いたしまして、事故の起らないようなことは要望いたしておるわけでありませう。ただ

今回のいわゆる第二の東大事件につきましては、すでに大学当局は本郷校内におけるパトロールは大学当局が容認しているのだ、これについては学生が誤解しないようにという学内表示を明らかにいたしておるわけでありまして、一部学生がその表示あるにもかかわらずパトロールについて問題を起しましたことは、一部学生が大学の指示に従わないことから始まった運動と我々は考えます。従つてこの点について

の大学当局の措置は一応できておつたと考えられるのでございます。又大塚における東京教育大学の事件は、これはまああそこにはパトロールを入れていないのでありますが、たゞ／＼校内に用事のありました警察官が掲示板を見てそこを穿たしたというようなことから起つた事件でありまして、これにつきましては警察当局もその行動が行過ぎであることを陳謝いたしておるわけでございます。これらの両事件等は文部委員会においてお示し頂きました基本線の未解決というような問題から発したものは思つてないのでございまして、我々といふたしましてはこうした類似の事件が発生することを恐れて、なお今後十分大学当局とも御連絡し、又警察当局とも御協議して参りたいと考えております。一応御答弁いたします。

○矢嶋三義君 全般的に考えまして、こういう誤解に基いたつたらない事件が起らないように今後とも全国の各大学に次官通牒の趣旨、更には学内のパトロールの必要の有無、並びにそれらの範囲について十分学生側にも更に警察側にも十分徹底するように更に努力を切に要望いたしておきます。その努力

を怠りますという、今後こういう問題が全国的に私は派生して来る虞れがある、こういうふうには私は考えますが故に強く要望いたしておきます。

次にお伺いしたい点は、従来大学にありましたところの自治会或いは都学連とか、全学連とか、こういう純然たる学生団体というものは従来団体等規正令による届出の義務があつたのかどうか、それを伺いたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 学生側が学内におきまして教育活動として活動いたしまするいわゆる自治会その他の名前を以てする団体が非常に多うございませうけれども、これは別段届出は要しないのであります。ただ政治活動を目的とする団体でありますような場合におきましては、届出を要した次第でございます。

○矢嶋三義君 団体等規正令の趣旨からそういう点御尤もなことで私も承知しておることでございますが、その政治活動を主とする団体が届出をする、これは団体等規正令の趣旨でございますが、それによつて届出をしていない学生の団体というのはどの程度あつたらうか、更には或いは団体等規正令によつて解散の処分を受けた団体があつたのか、なかつたのか、その点を伺いたしたいと思います。

はそうした種類のものがなかつたと考へております。又一面解散を命ぜられた団体、法的に解散を命ぜられた団体はないと記憶いたします。ただ学校の方針によりまして解散いたしました団体は多少あつたかと思ひます。

○矢嶋三義君 それでは次にお伺いしたい点は、現在破防法が国会で審議されておるわけでございますが、この破防法は提案理由に示されている通りに、この団体としての行動を取締るよう規定されているわけでございますが、これは学内において学生が結成しているところの団体に対しては大学の当局の手を経ることなく直接に適用されるものかどうか、どういふふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(稲田清助君) 破防法の規定の適用を受けようとする状態に達した学内団体の存在を予想しての御質問でございますが、これは学校の教育上の方針といたしまして、そうした事態に立至るような団体の状況の存在を学校は恐らく許さんだと思ひます。ただそうした場合を万一仮定いたしました法の適用につきましては、法の解釈といたしましては勿論学校当局がその間に介入することを予想してないのでございますけれども、やはり一面においては学生学長の管理権、又特別権力関係の対象におかれておる団体でありますし、一面教育の自主性乃至は学園の自由といふような見地もありまうので、恐らく行政上の措置といたしましては法の直接適用前におきまして、十分学校当局との連絡があるべきものと予想せられております。

○矢嶋三義君 局長はそういうことを答弁されますが、この破防法に例へば「将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがある」と認めるに足りる「ほか云々」といふような規定もあるわけですね、併し学生の団体が学園にあるといふような場合に、その団体がどういふような認定をされた場合には公安調査官が調査をするなりしてどういふことは適用されるというところは予想されると思ふんですが、そのお考えになりませうか。

○政府委員(稲田清助君) その前にお答えいたしましたことを補足いたしますれば、学校当局が教育上の責任におきまして御引例になりましたような条章の適用のあるような状態に立ち入らせないといふ努力をするのであるといふことが第一でございます。その次におきましていよいよその取締当局がそうした法律の適用をしよう、こういう段階の以前におきまして十分学校当局に御連絡があるべきことを予想してお答えいたしたわけでございます。その上に究極の段階におきましては、これは直接取締当局が手を入られれるということもあり得ることでございます。そのことに至らしめない努力が教育の性質上取締当局においても学校当局においてもあるべきものだと考えております。

○矢嶋三義君 この破防法が国会に提案されて全学連では二十八日を期して破防法反対の何らかの行動を起すといふことを議決し指令を発しておるようございまして、大学によりましていふと、この破防法に反対だといふような運動は許さない、こういう立場から学生に対しておる大学もあるようでございます。私考えますのに、この法

案を提出した政府は木村法務総裁を通じて提案理由を説明し、いわゆる刑法に謳うところの内乱とか、騒擾、そういう表現、或いは狭義における破壊活動、そういうものの団体行動を取締るのであつて、決して民主的な労働組合の運動を制約するとか、或いは基本的人権を侵す、侵害するようなことは絶対にないのだ。こういうような説明をせられておりますけれども、反対する側としては、御承知の通りにこの法を運用する人が時代と共に変つた場合に、或いは民主的な団体の行動を抑圧することの虞れがあるし、更には憲法に保障されておるところの基本的人権の制約、或いは侵害の虞れがあるといふ立場から反対しておるわけなんです。そういうことを考えると、先ほど私若干御質問申し上げましたように、これは大学の学生といふこともこれは無関係じゃないと思ふんです。この法案については相当私は関心があると思ひます。そのなりまして、成年に達した学生諸君が破防法といふものは自分

は反対である、かくのごとく修正して然るべきだといふ運動をすることを一方的に大学は抑え付けたいところには私は問題はありはしないか、こういうふうには私は考えておるんですが、局長はどういふふうな御見解を持つていらつしやいますか。

○政府委員(稲田清助君) 大学の学生が破壊活動防止法案につきまして、相互に研究し、相互に意見を聞かせる集會を持つといふことはこれは許しても差支えない、或いは許さるべきものだと考えております。併しそこに一つの結論を出して、それを目標に学内或いは学外に及ぶ学生運動としてこれを取

扱いました場合はこれは学生の政治活動になるという見解を私は持つております。学園はそも／＼政治的に中立であるべきであつて、一つの政治目標を掲げてその下に全学生を糾合、或いは全学生を糾合し得たかのような偽装を以て社会に活動するといふような行動は、学園の中立を維持し、或いは学園研究の自由を保持するゆゑんでないもので、そういうような見地に立つてそういう方向に活動が向う場合には学校当局はこれを禁圧するといふことは私は適当な措置だと考へております。

○矢嶋三義君 それでは学生又は学生の団体が学校以外においてそういう運動をやることは如何ですか。

○政府委員(稲田清助君) 学生が個人として学校外においてそういう運動に参加するといふこと、これにつきましてはいろいろ見解もございまして、学生のあり方としては或いは不適当だ、或いはその程度はよろしいといふ問題もあるかと思ひますが、我々といひましては学生のあり方として学生が学校外においてもその積極的な政治活動をやるといふことは、そう望ましいことだとは考へておりません。そのみならず或る大学の学生が全部的にこの法案に対して反対の結論を得たとか、極く少数の学生集会の決議を以て学校の決議なりといふような仮装をして政治活動をやるといふような点につきましては最も好ましくない運動であるといふことは考へております。

○矢嶋三義君 局長が後段にお話になつたようなことが事実だとすれば私もその点は同感です。併し学生がこの法案をよく調べて、さつきの質疑から私考へますのに決して無関係のものでない

いとなれば、あなたの主観で教育上は適当でないといふような見解が立ちあつても、法律的には学校内において個人であつてが団体であつてがそういう意思表示をするといふことは、私は何ら差支えないと思ひます。要するところ学校内においては教育の場であり、が学外においては法的には私は何ら制約がない。いずれの場合といへども、殊に学外の場合においてはあつてはあつては学生の必要以上と言論とか集会とかいふものを抑圧するといふことは却つて反撥を招いて面白くないのじやないか。やはりいろいろの自分らの関係あるものについて意見を持てば、それらの意見といふものはやはり十二分に討議において発露させるというこ

とこれは指導の立場において大事じやないかと存じますが、そういうことについてどう考へになりますか。

○政府委員(稲田清助君) その点前にもお答え申し上げたと思ひますが、こうした問題を掲げましてお互いの間にいて討議をし、意見を交換し合う、研究するといふことはこれは結構なことだと思ひます。ただこれを一つの結論を出そうといふ点に非常に焦りましたり、或いはそこに極く少数の集会でありながら全学的な決議を出そうといふような動きは、これは学園の中立を維持するゆゑんからは反対である。そういう点は好ましくないと思ひております。

○矢嶋三義君 一応この問題はここで打ち切りまして、次に政務次官にお伺ひいたしたいと思ひます。大臣にお伺ひいたしたいと思つたのでございすが、大臣がおいでになつておられないので政務次官にお答へ願ひたいと思ひます。

二十八日平和条約が発効して我が国はともかく独立することになるわけでありすが、この平和条約の発効を期して政府のやらんとおとるところの行事については承して承して承して、文部省としてはどういふ行事をなさる予定であるか、何かあるか、ないか、或いはどういふふうなものや御予定であるか、それを承りたいと思ひます。

○政府委員(今村忠助君) 二十八日には文部省として特に指示したことはございせん。

○矢嶋三義君 私はこの際に次官の、次官と申しまして文部省としての御所見を承りたいと思つたのでございすが、と申しますのは、私は現在の我が国の状態において考へますのに、次のようなことをお伺ひいたしたいのです。と申しますのは、憲法の第九十九条にこの憲法を尊重し擁護する義務があるといふことを明記してあるわけでございますが、そういうこの教育基本法の前文に、我が国の教育といふものは御承知の通り教育基本法から打出されておるのですが、この前文に「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の現実は、根本において教育の力にまつべきものである。」といふふうな前文に謳つて日本の憲法の精神に則つて教育の目的云々、こつちうふうな謳われてゐるわけですか。これに基いて我が国の教育が行われておるのでありますが、現在の我が国の置かれておる

情勢から言つて私はこの平和条約の発効を機に政府をして、政府の代表者である総理をしてこつちう精神に副つた国民に対する談話を、我々は憲法を飽くまでも守つて行かなければならぬ、而も文化国家を指向して来た。而もそういう文化国家であり、民主国家を建設するには教育に基本法があるのだ、国家国民はこの方向に進進しなければならぬ決意を新たにしなければならぬといふような国民に対して談話を、こつちういふものを私は出すのは我が国の置かれておる現在の情勢からも必要ではないか。こつちういふことは考へるものでありますが、総理をしてこつちう談話を発表させるような意思はないか、若しそれがなしとするならば少くとも文部大臣の談話として教育界にこつちういふ談話を出されることが必要ではないかと思つたが、その点をお伺ひしたいと思つたのであります。

○政府委員(今村忠助君) 誠に同感であります。二十八日にはありませんが、五月三日にさういふ催しと言いますか、こつちういふ催しと言いますか、即ち総理大臣、最高裁判所長官、文部大臣、この三名がお話のあつたように独立日本の立場を明らかにし、又国民に新しい日本を建設して行くといふ決意をもちますと言いますか、起さるるといふような講演と言いますか、講話と言いますか、いたすよう、準備しておるはずでございます。

○矢嶋三義君 では是非私さつき申し上げましたような趣旨に副つて善処されるよう要望いたしておきます。

○荒木正三郎君 ちよつとその問題に關連して一言だけ要望しておきたいと思ひます。今、政務次官のほうからこつちう考へがあるといふことでした。が、矢嶋君の質問は、憲法の精神を再確認して、そして日本の将来の方向といふものを明確にして行く、そういう立場に立つて総理大臣並びに文部大臣が国民に呼びかけるべきではないか、こつちういふことであると思つた。で、こつちういふ内容がずれて来れば却て私は非常な弊害を持つて来るのではないかとこつちうことを心配するのです。こつちういふ点についてはどういふふうな考へでしようか。

○政府委員(今村忠助君) 政府の側でいたす総理の演説といふようなことについては内容をまだ承つておりませんが、又最高裁判所長官の演説の内容等もまだ承つておりません。ただ文部大臣として新しい独立の日を迎えて決意を新たにするといふ意味の講演をしてはどうかといふことを我々も進んで申しまして、さういふ決定もいたしたのであります。詳しく憲法の文章等にも關連を以て今御希望の向きのものが具体的に入つてゐるかどうかという点については、まだ確かめておりませんが、講和の日、独立の日を迎えてのまあ当然この憲法の下に行われて行く国民活動といふものに対して、文部大臣としての所信といふようなものを申述べるものと私は信じてゐるのであります。詳しくその内容に触れてはまだ聞いてはおりません。

○矢嶋三義君 私の御質問申し上げるなり、要望した点は今荒木君から話された通りのものでございまして、当然文部大臣、或いは総理から談話を発表するならば、その基本線を外れたもので

私は意味がないと思います。現在の我が国の情勢から言つて私先ほど申し上げたような趣旨による談話が最も私は大事なものであつて、むしろそれが歪曲されたものならば却つて出さないほうがいいと、かように考えるのであります。速記も十分御覧頂いて、その線によつて善処されるように強く要望いたしておきます。

次に伺ひたい点は、大臣お見えになつておりませんが、実は式典に歌われるところのいわゆる式典歌といふものは、曾つて本委員会の問題になつたものでございまして、この式典歌を今後あつて式典のあるたびに歌つて欲しいという気持なのか、或いは今度の五月三日の式典に限るものか、その点と、それから當時いろいろ問題になりましたけれども、文部省は解説書を出されたようでございまして、更には当時大臣はなぜこういう歌を制定に當つて公募なさつたかといふ歌が私に質問に対して、公募ではない歌ができたから、だから斎藤氏に頼んだのだと、こういうふうな言われたのであります。その後新聞で拝見すると、今度国民歌を公募する、こういうことを承わつたのであります。国民歌公募の考え方があるのかないのか。その国民歌といふものやはこの解説書をつけた国民に発表されるおつもりであるのかどうか。で、国民歌とこの式典歌との関連性、そういうものを承わりたいと思ひます。

○政府委員(今村忠助君) 式典歌は五月三日、独立を祝つての日、歌うといふことを第一に考へてありますが、幸いにしてできよく一般にも普及して、式典の際今後歌われるといふよ

うなものであればいいといふような意味に当然考へたのであります。特にこの式典ごとに歌うべしといふような強い意味で考へて作つてはおらんと思ふのです。なお公募せずして斎藤氏に頼んだといふのは、いろいろ省議の際には公募すべきか、或いは又権威ある人に頼むべきかといふ案が出たのであります。第一は時間的に無理である、そして公募したものの中に幸いにしているものもあり、多少手を加えて済めばいいけれども、簡単に言へば集まつて来たものの二つなり三つを適当な人に依頼して一つに合せなければならぬといふような事態ができる、どうも五月の初めまでには間に合はんのではなからうかといふような意見等もありまして、結局やはり権威ある人に頼むのがいいのではないかと、いふような意向にきまつて参つたのであります。それを承知いたしました大臣から依頼された、このように私は承知しているものであります。今後国民歌といふものを別に公募するかどうかといふ御質問であります。これについてはまだ私詳しく決定したといふようなことはなかつたと思ひますが、まだ承わつておりません。ただ国民歌といふようなものを今度作るとしたならば、公募して広く一つ考へてはどうかといふような意向があるといふことだけは私も承知してゐるのであります。

○矢嶋三義君 あと事になつてはつまらなくもなつたので、こゝういふ要望をして置くわけですが、式典歌の場合でも一応頼んで見たものだから、大臣は内心幾らかお考えになつたかも知れ

ませんが、強引にあの歌を出して、そして国民に歌つて欲しいといふような意思表示をされてゐるわけでありませう。今度又国民歌の制定の考へがあるやに承るわけでありませうが、そういう場合にはその国民の歌、或いは式典歌との関連性とか、或いは我が国の現代の国語政策との関連性といふようなものを十分考へて頂いて、更に要望申上げますならば、解説書附の歌にならないうちに十分善処して頂きたい。一応歌を制定してしまふといふと、あとでなか／＼本当に国民の歌といふのは得られませぬので、前以て要望いたしておきます。

それから次に伺ひたい点は、この際暫らく事実上の休会に入りますので、先ず要望しておきたいのでございまして、我々立法府におる者が法律を作つた場合に、それに基いて行政府でその法を運用した場合には、前にも私要望したのですが、適時に御報告願ひたいと思ふのです。例へばこの東大の問題にしてもあれだけ問題がありまして、今度のようないふ事件が起つた場合は、先ず報告して頂きたいと思ふのです。私まあ今度要望しておきたい点は、あとで質問もあるでございまして、あつて質問もあつたのでございまして、中央教育委員会委員の構成なんか随分立法過程において議論になつたわけでありませうが、それらをどういふふうにきめたか、審議の過程における委員会の意向をどういふふうにするか、重しをきめたといふような御報告を頂いていないわけでありませう。更に先般私立学校振興法といふものが制定されて、この役員について、或いは評議員についても相当議論され、要望され

て法案が成立しているわけなのであります。私の審議の過程における意見といふものはどういふふうに尊重してやつたといふことも、何らの報告を受けていないわけでありませう。そういう点について今度、来月六日頃委員会を開かれたときは是非報告して頂きたい。

次は質問になるわけでありませうが、我が国の現代の教育界といふものは非常に不安定な状況にある。この不安定といふのは結局文教の府であるところの文部省が或る程度責任を負わなくてはならぬ。やれ六三制がどうなるのか、やれ教科課程についても考へるんだといふような構想を早くやる。そこでその教育者並びに非教育者がそのうち変わるんだ、そのうち変わるんだといふような氣持で常にいる不安定な状況にある。私はそう見てゐる。で、その一つの問題として、先般来大臣は中央教育審議会といふものを設置して、そして自主独立後の我が国の自主教育の方針を立てるといふようなことを委員会でも答弁されておるのですが、當時審議会はすぐ発足すると言つたけれども、私は発足したといふことを未だ承わつていない。その点についていつ一休これは発足するの。更にこれらの人選についても再三四委員会において我々はいろ／＼の要望をいたしておきませう。官界からも必要であらう、民間からも必要であらうし、女子教育界からも必要であらうし、理論的方面の人ばかりでなくて、實際技術方面の人必要であらう。あらゆる階層を網羅して欲しいといふようなことも要望しているわけなのでございませう。

が、未だにこの中央教育審議会は発足してないと思ふのでございませうが、それらについて現在はどういふふうに進められているのか。これは一日も急がなくてはならない問題であると思ふ。二十八日は平和条約、講和条約が発効するといふ段階に……なほこゝういふうに未決定にあるといふことは、私は文教府の責任を追究されて然るべきだと思ひますが、こゝういふ点について御答弁願ひたい。

○政府委員(今村忠助君) 御質問のうち、先ず第一点の、立法府で決定したものを行政府で行なつた場合報告すべきではないかといふ御意見は、政務次官として御尤もだと思ひます。私も委員としてしばしば政府側に要求した点でありまして、この点は努めて、従来の習慣もそうであつたのであります。ところが、質問がなければなか／＼答へないといふ一つの傾向にあつたかと思ひます。これはできるだけ一つ進んで報告するようにいたしたいものと先ず考へます。なおこれにつきましては、御遠慮なく報告を希望される向きのあることを強く御要求頂きます。それは、速かに御報告できるより資料等用意させるつもりであります。次に、教育界が不安だといふ点は、私もさういふように一応考へておきます。その点はどういうわけかと申しますと、何と言つても占領されて、進駐軍が来て管理された。その結果教育方面は非常に大きな変化を余儀なくせられたと思ふのであります。これがいよいよ獨立したことになるすれば、当然改められてよかつたといふものも、もとよりありましようけれども、又日本独自の立場で考へなければならぬといふも

のもあると思つてあります。従つて文部大臣は中央教育審議会を設置して、今後の日本の教育をどうして行くかを諮つて、それに基いて教育方針というものを確立したいと、こういうふうに常日頃言つておられるのであります。今なぞ中央教育審議会を速かに設置しないかという御請求でありましたが、これは文部省設置法の一部改正というものが通りませんと、実際に移すわけに行かないのであります。それを待つて、いつか次第であります。もとよりこれらにつきましても、今後慎重に省内でも研究し、準備いたさなければならぬ向きもありますから、通つたなら即日とか、近くというわけに行かん点もあるかと思つてありますけれども、いづれにいたしましても、文部大臣は独立後の日本の教育方針というものを確立したいという一つの信念に燃えてこれらのご意見を準備いたしておるのであります。又義務教育費国庫負担というふうなもの、この際憲法にある通り、はつきり確立いたして参りたいというのも、共に文部大臣の就任以来の念願であると承わつております。我々できるだけかようなことが実現するよう協力いたしておるわけでありませう。暫時その間一つ御猶予願いたいと思つております。

○矢嶋三義君 教育の問題を持ち出すたびに、大臣は中央教育審議会、中央教育審議会、それに諮つてからということと答弁して来ておるわけですが、それでずつと前に、私は文部省設置法の一部改正をやらなければならぬ、これをいつやるかと言つたときに、四月当初から発足するようにいたしたいと言つてゐる。その設置法の一部改正の法案というものが国会に出ていないと思つておられますか。

○政府委員(今村忠助君) 参議院は内閣委員会にかかつておるといふことであります。

○矢嶋三義君 それからこれに関連して、人運の問題は各方面の意向を聞かれてやる用意があるのかどうか。御承知のように終戦後は教育刷新委員会において重要な文教政策をやつて来たわけですが、当時は民主的な職員、団体の代表も入れて、そうして教育刷新委員会の名前において我が国の文教政策についての最高の諮問機関としての役割を果して来たわけですが、そういう点あたりにつきましても、どういふふうにお考えになつておられるのか。大臣が委員を任命してあとからでは問題になりませんか、再三お伺いすることになるのですが、どういふふうにお考えになつておられるのか、この際念を押しておきたいと思つております。

○政府委員(今村忠助君) 私が大臣から聞いておる点では、非常に真剣に、仰せられるような点を考えておるようでありまして、単に教育者だけでなく、各方面の学識経験者はかりでなく、それ以外の人からも委員に入れたという考えは持つてゐるようでありませう。又先ほど申す通り、真剣にそれを考えてゐる。まだ具体的なものはないと思つてゐるが……

○矢嶋三義君 いずれこれが内閣委員会にかかつてゐるならば、文部委員会でも協議して、或いは連合委員会とか何とかで審議いたしたいと思つてゐる。その点は一応打ち切つて、丁度次官は政務次官ではあるし、同時に与党自由党の御出身でありますので、御答弁頂くには都合がいいものと思つてゐる。でございませうが、教育界は不安定である。それらの一つの例としてしましても、例へば教育委員会法を取上げまして、御承知のように今年の十一月一日はあらゆる市、あらゆる町村は設置しなければならぬ、こういうことになつてゐるわけではございませう。従つて二十七年年度の予算編成に当りまして、市或いは町村で設けようといふところは予算編成の上で十分苦慮したわけなんです。ところが今まで教育委員会法の改正については、教育委員会制度協議会その答申を待つてやるのだ、その時期といふものは二十六年の秋頃までには結論が出るということとを文部大臣は始終答弁して参つて、本日まで何らの形においても出て来ないわけなんです。国会にですね。一体この教育委員会法の改正といふものを本国会に出す考えがあるのか、或いは夏開かれるであらうと言われているところの臨時国会でやられるつもりなのか。これは議運でもよく問題になるのでございませうが、政府として重要法案をまだ出して来ない。文部省のほうは今立法案を出して来ない。そういう怠慢は責められると思つてゐる。どうが、会期も迫つて来たことだし、どういふ考えでいらつしやるのか。こういう点をばつきりすることは、私は教育界を安定させる一つの大きな要素だと考えますので、丁度次官は与党自由党の出身でもありますので、お伺いするわけですが……

○政府委員(今村忠助君) 実はこの教育委員会法一部改正と言ひますか、改正したいという点について、文部省としては取りあへず一カ年延期してはどうかという一応考えは持つておるのではありません。そうしてこれを国会に出したいというところは前から準備して考へてもおつたのであります。御承知のように、義務教育費国庫負担法という大きな問題がいろいろ論議されておるときでありますので、多少時間が過ぎたといふに過ぎないものであります。実は明日文部の関係の者と、衆議院の、実は明日は自由党だけであるかも知れませんが、政調会の文部関係の人と、この教育委員会についての懇談をするになつておられます。今申しますように教育界の不安のものを、何とか独立を機会に確立して参りたいといふ大臣並びに文部省の考えはこれらの点一貫しておるのであります。教育委員会法をどういふように直して行くかといふようなことも将来でございます。中央教育審議会あたりの意向をも斟酌いたして、そして何かよい点を見出して参りたいといふように考へてゐるわけでありまして、それには一応本年は十一月末に設けなければならぬ、町村に亘つて委員会を設けるといふような今の法律を實施しなくても進めるように取りあへず一年間延期したい。こういうふうに一応考へておられます。そしてこれは明日から衆議院のほうへは説明いたすことになつておられます。

○矢嶋三義君 その点は早急に處理されるように要望いたしまして、次の点は質問になりませんが、次の委員会は開会までに答弁されるように要望いたしておきます。それは先般私は文部大臣に、来年度ルーミアで開かれる世界卓球選手権大会に外貨の割当がないために、四つの世界選手権を持ちながら参加できない。スポーツには国境はないのだから、外貨でも僅かで済むのだから、この割当について善処すべきだといふ質問をしたのに對しまして、大臣は善処されるという答弁をされたわけですが、又その参加の必要性も認められたが、本日まで何らの答弁がないわけなんです。この点については是非正確な御答弁を次の機会までに頂きたいと思ひます。私承るところによりますと、真偽のほどは知らないが、こういうことを承わつておる、ルーミアはカーテンの向うだ、従つてそこに開かれるところのスポーツ祭典にも参加してもらいたくないという立場から外貨が割当てられないんじゃないか。そこで日本卓球協会のほうでは、ルーミアじゃなくて、英国で開かれるならば、日本政府は参加を許可するらしいから、そこでルーミアで開かれるところの世界卓球選手権大会を英国ロンドンで開いて欲しいといふところの要望を、世界卓球協会に要望するらしいといふようなことを私は間接的に承わつておるわけですが、これが事實だとすると、私は笑止の至りだと思つてゐる。或いは又ルーミアには派遣しないが、外国の卓球選手を日本に、こちらに招きたい、その招くのにについては外貨は出そうだといふような事柄も間接的に私は承わつてゐるわけではございませうが、それらの真偽ですね、それと大臣はこれに對してどういふ御努力をなさつてゐるかという点について、次回に正確な御答弁を私は願ひたいと思ひます。で最後にお伺ひいたしたい点は、初等中等教育局長お見えになつてゐるだらうと思ひますが……

○政府委員(今村忠助君) それではその点わかつていますからお答えいたした

ましようか。実はこちらに出ますと

き、保の者から、矢嶋委員からの質問があつて、大臣答えるべきところを代つて答えて欲しいといふことで、途中選手の手ルーミア派選の件について大蔵省との折衝した経過を聞いて参りました。それは第一御承知のように、為替関係でルーミアといふのがポンド地域でもドル地域でもない、それから第二段には、貿易関係も、殆んど蓄積といふものは持たないのですが、その他の点においては、従つてどうしても選手、僅かの選手を派遣するにしてもその外貨を得るに非常に困難をするといふのが大蔵省の側の、いわゆる卓球協会からの希望を容れられない点だと、こういうふうに承つております。又次の英国で開かれるかどうかといふことについても聞いてないのであります。英国の選手を日本に招聘してはどうかといふ又卓球協会の希望は、大蔵当局では、英国でありますれば、何と言つても直接貿易関係もあるから、都合つき得るので、而も約九百ポンドと言われておりますので、この程度なら英国からの選手の招聘はできるだらう、こういうふうな折衝した者から承つて大臣に代つて矢嶋委員にお答え願ひたいといふことでありますから御報告申し上げます。

○矢嶋三義君 といふことは、来年ルーミアで開かれる世界卓球選手権大会には、日本代表は参加できないといふことを断定したことになるのですか。

○政府委員(今村忠助君) 今為替関係で不可能であるといふように大蔵省は言つておるのであります。文部省としても止むを得ないことだと、かよう

に考えております。

○矢嶋三義君 それではその程度聞いておいて今少しく研究いたして見たいと思ひます。

最後に伺ひたいところは、先ほど私は平和条約発効記念日についての行事を承つたわけなんです、それに関連して私はこういうことを聞いてゐるのです。条約発効を機に、文部省は我が国の徳育教育に筋金を入れた。その一つの手段として、名前は何か知りませんが、曾つて一応顔を出した実践要領といふようなものを、そのまゝか、或いは形を変えながらも知れませんが、出される準備を行事の一つとして考へてゐるといふようなことを承つておるのですが、そういう計画はあるのでございませうか。

○政府委員(今村忠助君) 今初めて承ることであります。文部省としてさうなことを計画いたしておるとは聞いておりませんし、私扱つておりません。

○矢嶋三義君 もう一点伺ひたいところは、漢文教育の必修といふことが輿論の問題となつて本委員会でも参考人の意見などを徴したので、文部省側からその後何らの意見を承つていない。ところが都道府県教育委員会から国立高等専門学校に対して、田中局長の名前で通牒を出されてゐるわけですが、これはいわゆる大臣が言われたおつた漢文教育の必修との関連性があるのかないのか、どういふ趣旨でこれを出されたのか、それを承りたいと思ひます。

○政府委員(今村忠助君) これは従来の五時間の国語の中には適当な漢文を入れて行くべきだといふ趣意のものが

入つておつたのでありまして、それを明らかにすると言ひます。ために局長通牒となつたと思ひます。そういうふうなわけでありまして、必ずしも大臣が漢文をこの際この五時間の中でどういふふうなせよという一応の何と言ひますか、処置したというのではございせん。従来あつたものをわかりよくしたと了承しておるのであります。でこれらにつきましては、先ほど承ります通り、大臣といたしましては、中央教育審議会等に諮つて日本の独立後の教育を確立するといふ大きな建前の中から漢文のことも、その他の科目についても考へて行きたいと、これらのまゝ教育審議会等の御意向等を斟酌して一つの方針を定めたいと、こういうふうに大臣は考へておるようであります。

○矢嶋三義君 その後段のところは了承できるといたして、この私は現場ではこれは相当困つておるのではなからうかと思ふ。と申しますのは、只今次官は国語が必修の五時間の中には漢文が入つておるのだ、そのうち点の説明をされた。その点私は結構だと思ふのです。今の教科科目の構成について十分徹底してないと思ふ点、考へられる点、具体的に言つて国語の必修の中には漢文も入つておるのだ、だからその漢文も取扱うようにという説明をなされるというところは結構だと思ふのであります。そのお考えだとすれば、この通牒の次に選択のところに持つて来て漢文が選択を是非に取つて欲しいといふようなことを言ふといふことは、これは今言つた基本的な線から外れておるのではございせんか。殊にこの中には普通課程において

は事情が許す限り選択として漢文を取つて欲しい。それから特にこのあとのほうで人文科学に進む者は是非とも取つて欲しいといふような、今の高等学校の教育といふことは、御承知のように選択制に最も特徴があるわけなんです、それを制約するような通牒を出すといふことは、これは私は現場を混乱させるものである。更には次官が冒頭に言われましたが、現在の教科課程の説明の意味で出されたという点から相当私は外れておるのではないかと思ふのであります。如何ですか。

○政府委員(今村忠助君) 詳しくは局長から説明させますけれども、一応當時考へたものは、今の制度でも漢文は取入れられるようになっておるのを何かそこにはまあ実際に當つてゐるほうで十分理解しておらんのではないかと、その点をまあ今のまゝでも漢文は五時間の必修科目国語の中で入れられるようになっておるし、又選択科目でも漢文が取れるようになっておるのだから、それを取れば漢文必修教育といふことを主張される側の或る者は、現在のまゝでも入れられるのだといふ意味の、まあ簡単に言へば、説明をしたものと解釈しておつたのであります。なおこの点は局長からも説明申し上げます。

○政府委員(稲田清助君) 政務次官から只今お答えされた通りでございますが、この後段の部分でございまして、いわゆる国語と相並びます選択の漢文については、その漢文科の意義をここでこの後段の前の部分で明らかにしたと了解いたしております。又後の部分において将来大学の人文科学系へ進学する者は、大学入学後の受講の上から云々といふ点であります。これに

つきましては、先般来国立大学側に対して、文部省から、或いは又国立大学協会自体において、高等学校において学習することの望ましい科目は人文、社会、自然の各系列においてどういふものであるかといふことを各学部別に調査いたしたわけでありまして、そのうち大学の人文科学系、つまりこれは主として文学部でございまして、やはり漢文履修を要するパーセンテージが非常に高かつたので、その点をここに明記されたものと考へております。

○矢嶋三義君 局長が大学側の要望云々と言ひますけれども、大学側の要望といふのは、例えば理科系統だつたならば、物象です、数学も足りないといふことも非常に訴へられた、特に六十八でしたか、六十八単位取らなければ困るというように大学側は意思表示しておると思ふのです。若しそうだとすれば、職業課程の高等学校の生徒諸君は実習などありますれば、現在の八十五単位、これが例えば九十五単位ぐらになつても六十八単位といふのは取れないと思ふのです。そういうことは職業課程の高等学校を出た生徒に対しては、大学の門は完全に閉ざされる。実質上でもさういふふうになつて来ると思ふ。従つて大学側が大学で授業を、講義を展開して行くに當つて都合のいいところの、あの大学側の要望といふものは、そのまゝ私は受取れ得られないと思ふ。その漢文の面だけをここに取上げて、漢文教育の必修が是非かといふことが結論に出ないうちに、国語甲の中における説明をすることはそれは結構でございませうけれども、それから一歩出て、こういうふうに通牒を出されるといふことは、これはち

よつと一つ裏返しますという、人文科学系の学科へは必ず入学試験にも漢文をやる、漢文を入学試験にやるぞというのを私はやはりそういうふうに表示しておるようになると人も出て来ると思う。我が国の教育というものは、御承知のように、入学試験のあり方によつて右にも左にも動く影響を非常に受けて来ておるわけなんです。うつかりこういうような通牒を出すという、

これを漢文教育の是非のわからないときに、普通課程の生徒の全部に対して大学の入試にそういう漢文が出て来るから、それに備えて受験準備的なものが行われるというふうなことになる、すという、私は今のこの課程の中における国語教育を誤らしめると私は考える。そういう虞れがこの通牒には私は多分にあると思うのですが、もう少しよく徹底するようにこの通牒を補足されるような、各学校に対して補足されるような意思はないかどうか、承わりたいと思います。

○政府委員(稲田清助君) ほぼ同じ時期だつたと考えますが、別途に大学の入学試験に対する通牒が大学側及び高等学校の関連の都道府県教育委員会に出ておると記憶いたします。そこにおきましては、漢文につきましては、これを加えてもよろしい、こういうことになつておるわけでありまして。そうして大学側におきましては一年前、つまり本年の三月に、明年の四月の入学試験の方針を明らかにするように要望いたしておりますから、高等学校側におきまして、どの人文科学系の学部志願する場合には、そこに漢文があるかないかということはおわかりいただけるわけでありまして、又その通牒の趣旨は決して漢文を出して頂きたいという意味合いの通牒ではないのでございます。その点につきましては、この通牒と相併せて読みます場合には誤解はないかと考えております。

○矢嶋三善君 私はこれで質問を終わりますが、要するに、二十八日の平和条約の発効と我が国の独立を契機に我が指図しておるところの文化国家建設、民主国家建設という基本線というものは、いよいよ推進しなければならぬ、その基盤がこの教育にあるということは何人も異論はないと思ひます。ところが現在の我が国の一般情勢を考えますというと、むしろ教育界は不安定であり、逆コース的な傾向があるのではないか。この際にそういう点を十分認識されて文教の責任の立場にあるところの大臣以下文部省のかた々は、その線に沿つて強力に善処して頂きたいということを要望いたしまして質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(梅原眞隆君) ほかに御質問はありませんか。
それでは委員会を散会いたします。
午後四時二十一分散会

四月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は四月十八日)